

## 機能強化計画の進捗状況(要約)

## 1. 15年4月から17年3月の全体的な進捗状況

15年度上期については、基本的には役職員に対する説明を重点的に行なうなど計画の主旨の徹底を図り、また組織の見直しを中心とした職制規程改定の準備を進めるなど、態勢(体制)整備を中心に推進すると共に、期間収益に直結するような項目については早期対応の必要性から積極的に施策を展開いたしました。具体的には、貸出基準金利の改定・リスクプレミアムレートの採用を実施し、それに基づいたコマーシャルベースにおける貸出金利体系を整備し、顧客の理解・説明に精力的に取り組みました。また、「経営支援緊急融資」・「セーフティネット融資」など山梨県の制度融資に積極的に取組む一方、山梨県信用保証協会との提携融資「地域共生ローン『オパール』」を開発・発売するなど、今後の収益増強・貸出金の量的拡大などの基礎固めに力を注ぐことが出来ました。

15年度下期については、まず計画を前倒しする形で組織改革を断行いたしました。具体的には10月に融資部内に「企業支援室」を設置し、担当者を2名配置するとともに、審査担当スタッフの1名増員と3業種(工業・商業・個人)に各審査担当者を配置いたしました。これにより特に創業・新事業支援、企業再生支援等の中小企業金融の再生に向けた基本的な態勢作りが出来ました。

また、産学官協同体制については、産業クラスターサポート金融会議や地域経済再生シンポジウムへの参加をはじめとして、今後の計画の具体的な推進を図るために、上期での商工組合中央金庫・国民生活金融公庫との業務提携や郡内地域中小企業支援センターへの訪問・働きかけに加え、中小企業金融公庫との協調体制の整備や、山梨県富士工業技術センターへの訪問・つなぎ融資の提案も行い、当組合が従来なかなか取り組まなかった分野への一歩踏み込んだ対応が出来たものと判断しております。また、当組合内部的な取り組みとしては、役職員による融資先(店舗の規模にもよるが原則として3,000万円以上)への定期的な訪問による実態把握と内在するリスクの早期把握や、「情報共有化推進会議」の設置や固定資産評価額の地域別データの蓄積・売買事例データの蓄積等信用リスクデータベースの整備・充実に取り組みました。

16年度は15年度の準備・態勢作りを基礎に、特に創業・新事業支援、企業再生支援等の中小企業金融の再生に向けた施策に重点的に取り組みました。具体的な成果としては、山梨県中小企業再生支援協議会へ経営改善計画書を提出し、認定を受け山梨県制度融資「経営再生支援融資」を実行することが出来た案件がありました。また、企業再生やベンチャー企業支援の分野での中小企業金融公庫との連携と協調融資推進のための業務提携・協力に関する覚書を締結いたしました。

不良債権処理については積極的に対応し、不良債権比率(金融再生法開示債権ベース)が15年3月末の20.17%及び16年3月末の19.23%に対して、17年3月末には15.90%(現時点での見込み値)となり著しい改善を図ることが出来ました。

一方課題でありましたDES・DIPファイナンスの活用、RCC信託機能の活用、産業再生機構の活用、債権の証券化などへの取り組みにつきましては、情報収集・研究等を続けてまいりましたが、規模的・技術的な問題等で採用には難しい面があるものと判断しております。

## 2. 16年10月~17年3月までの全体的な進捗状況

最重点課題のひとつである不良債権の早期処理に積極的に取り組み、その結果不良債権比率(金融再生法開示債権ベース)が15年3月末の20.17%及び16年3月末の19.23%に対して、17年3月末には15.90%(現時点での見込み値)となり著しい改善を図ることが出来ました。

## 3. 計画の達成状況

## (1) 中小企業金融の再生に向けた取り組み

一部DES・DIPファイナンスの活用、RCC信託機能の活用、産業再生機構の活用、債権の証券化など、従来地域金融機関には馴染みのない分野が多く、態勢(体

制)整備や情報収集・研究・ノウハウの蓄積等の段階に留まり、明確な成果が表われない項目が若干残った形となりました。

(2) 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上に向けた取組み

特に期間収益に直結する施策の必要性を認識し、早い時期から態勢(体制)整備や新商品の開発などを中心に様々な施策を展開いたしましたので、総体的にはほぼ達成できたものと判断しております。

4. 計画の達成状況に対する分析・評価及び今後の課題

(1) 計画の達成状況に対する分析・評価

全体的に計画が総花的なものとなり、具体的な対応を図ってゆくと計画項目が量的にも質的にも重厚であり、難題・課題が山積いたしました。原因としては、当初計画策定に当たり金融機関に対する要請事項が一律な要請事項と受け止めたことや、計画が地域の特性や当組合の特性・規模等に応じたものでなく画一的なものとなった、等が挙げられます。

中小企業金融の再生に向けた取組み

一部従来地域金融機関には馴染みのない分野への取り組みについては、規模的・技術的な問題があり、採用には難しい結果となったものと分析しております。然しながら、不良債権処理と中小企業の再生・支援等に積極的に取り組んだ結果として、不良債権比率(金融再生法開示債権ベース)が15年3月末の20.17%に対して、16年3月末には19.23%、17年3月末には15.90%(現時点での見込み値)となり、著しい改善が見られたことは評価できるものと判断しております。

また、企業の将来性や経営者の資質、技術力、販売力等を評価する「目利き」能力が不十分であり、依然として融資審査が担保力等に偏重したものとなっていることは、反省点として今後の課題にしたいと考えております。

各金融機関の健全性の確保、収益性の向上に向けた取組み

貸出金の量的拡大・質的向上、経費削減、不良債権処理等に積極的に取り組んだ結果として、自己資本比率が15年3月末7.39%に対して、16年3月末7.44%、17年3月末7.93%(現時点での見込み値)となり、年々向上したことは評価できるものと判断しております。

(2) 今後の課題

中小企業金融の再生に向けた取組み

企業支援室を中心として、「目利き」能力を養成しつつ産学官のネットワークを利用し、企業再生・支援に取り組むことが課題であると認識しております。

各金融機関の健全性の確保、収益性の向上に向けた取組み

再度原点に立ち返り、狭域高密度の地域密着型金融の徹底による融資増強を中心とした収益増強が最重要課題であると認識しております。

5. アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
中小企業金融の再生に向けた取組み						
1. 創業・新事業支援機能等の強化						
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	<p>(1) 融資部審査課のスタッフ増員を図ります。</p> <p>(2) 担当者の各業界の現状把握と個別取引先の調査を行います。</p> <p>(3) 審査能力向上のための研修会や勉強会を開催いたします。</p>	<p>(1) 融資部審査課のスタッフ増員を図ります。</p> <p>(2) 担当者の各業界の現状把握と個別取引先の調査を行います。</p> <p>(3) 審査能力向上のための研修会や勉強会を開催いたします。</p>	<p>(1) 平成15年度に引き続いて各業界の現状把握と個別取引先の調査を行ないます。</p> <p>(2) 審査能力向上のための研修会や勉強会を開催いたします。</p>	<p>15年度の計画では審査態勢の充実・取引先の調査・審査能力向上のための勉強会の実施など、機能強化計画を実施する上での態勢整備を主眼としておりましたが、ほぼ計画通り実施いたしました。16年度の課題としては、具体的な企業支援の強化を図って行くことであり、引続き研修会の実施や大口取引先(与信5,000万円以上)を中心に取引方針・支援策等を検討・実施いたしました。</p>	<p>(1) 10月14日 富士吉田商工会議所主催「企業革新支援融資制度説明会」に参加。</p>	<p>(1) 融資部審査課のスタッフ増員を図ります。 課長クラスのスタッフを2名増員して、業種を3部門(工業部門・商業部門・個人部門)に区分し、課長を含めた3名で、業種別審査体制を構築いたします。</p> <p>(2) 担当者の各業界の現状把握と個別取引先の調査を行ないます。 大口取引先(与信額3,000万円以上)のリストを作成し、各営業店長とヒヤリングを実施し、取引方針・支援策等を立案いたします。定期的にヒヤリング・トレースを実施します。</p> <p>(3) 審査能力向上のため営業店役付職員を中心に研修会や勉強会を開催いたします。</p>

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15 年度	16 年度	15 年 4 月～17 年 3 月	16 年 10 月～17 年 3 月	
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	<p>(1) 「産業クラスターサポート会議」へ参画いたします。</p> <p>(2) 山梨県富士工業技術センターから情報収集いたします。</p> <p>(3) 山梨県信用保証協会との提携融資の開発・発売をいたします。</p> <p>(4) 山梨県制度融資を積極的に利用いたします。</p> <p>(5) 日本政策投資銀行との連携を図ります。</p>	<p>(1) 「産業クラスターサポート会議」へ参画いたします。</p> <p>(2) 山梨県富士工業技術センターから情報収集いたします。</p> <p>(3) 山梨県信用保証協会との提携融資の開発・発売をいたします。</p> <p>(4) 山梨県制度融資を積極的に利用いたします。</p>	(1) 系統中央機関からの対応待ち、日本政策投資銀行との連携を図ります。	<p>「産業クラスターサポート会議」へは 3 回出席いたしました。山梨県信用保証協会との提携商品である『地域共生ローン「オパール」』の発売と、山梨県の制度融資である「経営支援緊急融資」を積極的に取扱いいたしました。</p> <p>地域共生ローン「オパール」17 年 3 月未までの実績累計 460 件 1,877,590 千円</p> <p>山梨県制度融資「経営支援緊急融資」17 年 3 月未までの実績累計 458 件 2,749,440 千円</p> <p>郡内地域の情報センターである山梨県富士工業技術センターからも積極的に情報収集し、一部提案も行いました。</p>	<p>(1) 10 月 19 日 第 3 回「関東甲信越・静岡地区産業クラスターサポート金融会議」に参加。</p> <p>(2) 3 月 17 日 第 4 回「関東甲信越・静岡地区産業クラスターサポート金融会議」に参加。</p> <p>(3) 地域共生ローン「オパール」 本年度実績 205 件 821,330 千円</p> <p>(4) 山梨県制度融資「経営支援緊急融資」 本年度実績 79 件 359,900 千円</p>	<p>(1) 山梨県信用保証協会との提携融資の開発・発売をいたします。</p> <p>商品名 地域共生ローン「オパール( O P A R L )」</p> <p>貸出対象 当組合テリトリー内で事業を営む法人(中小企業)または個人事業主で、山梨県信用保証協会の保証を受けられる方。</p> <p>資金使途 運転資金 貸出期間 5 年以内 貸出金額 1,000 万円以内(月商の 2 ヶ月分以内)</p> <p>貸出総枠 30 億円(平成 15 年度は 15 億円を目標とします。)</p>

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15 年度	16 年度	15 年 4 月～17 年 3 月	16 年 10 月～17 年 3 月	
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫との情報共有、協 調 投 融 資 等 連 帯 強 化	<p>(1) 政府系金融機関融資についての研修会を実施いたします。</p> <p>(2) プロパー融資と政府系金融機関融資の利点を合わせた協調融資を活用いたします。</p> <p>(3) 政府系金融機関融資について、代理業務担当者により3カ月毎に営業店の融資環境等のヒヤリングを開催し情報収集を行います。</p>	<p>(1) 政府系金融機関融資についての研修会を実施いたします。</p> <p>(2) プロパー融資と政府系金融機関融資の利点を合わせた協調融資を活用いたします。</p> <p>(3) 政府系金融機関融資について、代理業務担当者により3カ月毎に営業店の融資環境等のヒヤリングを開催し情報収集を行います。</p>	平成 15 年度と同様政府系金融機関融資実行の分析により問題点や課題を洗い出し、対処策を策定いたします。	全信組連を介しての商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫との業務提携を行ない、政府系金融機関の利用促進について営業店指導及び情報収集を実施いたしました。また、16年度は中小企業金融公庫についても積極的に対応し、企業再生やベンチャー企業支援の分野での中小企業金融公庫との連携と協調融資推進のための業務提携・協力に関する覚書を締結いたしました。	(1) 10月19日 富士吉田商工会議所主催「中小企業再生支援融資」研修会に参加。	<p>(1) 政府系金融機関融資についての研修会を開催いたします。政府系金融機関融資についての研修会を融資担当者および得意先担当者を対象に実施いたします。</p> <p>(2) プロパー融資と政府系金融機関融資の利点を合わせた協調融資を活用いたします。 ( 商工組合中央金庫・国民生活金融公庫との業務連携 )</p> <p>(3) 政府系金融機関融資について、代理業務担当者により3カ月毎に営業店の融資環境等のヒヤリングを開催し情報収集を行います。</p>

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15 年度	16 年度	15 年 4 月～17 年 3 月	16 年 10 月～17 年 3 月	
(5) 中小企業支援センターの活用	<p>(1) 地域中小企業支援センターを理解いたします。</p> <p>(2) 若手経営者の会『鶴友懇話会』を核とした活動を展開いたします。</p> <p>(3) 地域中小企業支援センターの事業内容等をPRいたします。</p>	<p>(1) 地域中小企業支援センターを理解いたします。</p> <p>(2) 若手経営者の会『鶴友懇話会』を核とした活動を展開いたします。</p> <p>(3) 地域中小企業支援センターの事業内容等をPRいたします。</p>	<p>(1) 地域中小企業支援センターを理解いたします。</p> <p>(2) 地域中小企業支援センターの事業内容等をPRいたします。</p>	<p>地域中小企業支援センターを理解するために積極的にセンターを訪問し、役職員に対して支援センターのパンフレット配付や、コーディネーターを招いての研修会を実施いたしました。また、当組合取引先若手経営者を主なメンバーとする「鶴友懇話会」会報へ支援センターの紹介記事を掲載し、当組合ホームページに支援センターの紹介や各種セミナーの案内を掲載いたしました。16年度も引き続き鶴友懇話会活動やホームページを通じて中小企業支援センターの紹介や各種セミナーの案内を行いました。</p>	<p>(1) 11月8日 郡内中小企業支援センターの今年度後半開催予定の各種セミナー・相談会のご案内を掲載。</p> <p>(2) 11月26日 鶴友懇話会の会報である「鶴友」を発行し、地域中小企業支援センターの案内を掲載。</p>	<p>(1) 地域中小企業支援センターを理解いたします。支援センターの平成15年度事業計画書に基づき、同センターで定期的に行っている各種相談会・セミナー・講演会等について理解いたします。</p> <p>(2) 若手経営者の会『鶴友懇話会』を核とした活動を展開いたします。 同センターの事業・活動内容を鶴友懇話会会員に紹介し、鶴友懇話会で実施する講演会・セミナー等について講師派遣を要請いたします。 各営業店に同センターのパンフレット等を準備いたします。 融資等にあたり経営相談・情報収集等の必要があれば積極的に同センターを活用いたします。</p> <p>(3) 地域中小企業支援センターの事業内容等をPRいたします。同センターの事業内容等を、当組合のインターネット・ホームページへ掲載し情報発信を行います。</p>

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化						
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	<p>(1) ホームページに地元中小企業紹介ページを設けます。</p> <p>(2) ホームページを「サイバー・マーケット」に開放いたします。</p> <p>(3) 鶴友懇話会会員を中心とした地元中小企業経営者のメーリングリストを作成いたします。</p> <p>(4) 公的機関の情報提供の一元化（ネットワークの構築）</p>	<p>(1) ホームページに地元中小企業紹介ページを設けます。</p> <p>(2) ホームページを「サイバー・マーケット」に開放いたします。</p> <p>(3) 公的機関の情報提供の一元化（ネットワークの構築）</p>	<p>(1) 鶴友懇話会会員を中心とした地元中小企業経営者のメーリングリストを作成いたします。</p>	<p>地元中小企業に対し、当組合ホームページに一覧性のある「地元中小企業紹介コーナー」と、地元小売業者等が安売り情報等を掲載できる「サイバーマーケット『お得なお買い物情報コーナー』」を開放いたしました。16年度は、一部の店舗ではありますが、鶴友懇話会会員を中心とした地元中小企業経営者のメーリングリストを作成いたしました。</p>	<p>一部の店舗ではありますが、鶴友懇話会会員を中心とした地元中小企業経営者のメーリングリストを作成いたしました。</p>	<p>(1) ホームページに地元中小企業紹介ページを設けます。</p> <p>一覧性のある地元中小企業紹介ページを設け、各企業から最新情報を提供して頂きます。</p> <p>(2) ホームページを「サイバー・マーケット」に開放いたします。</p> <p>各企業の売りたい/買いたい・見たい/見せたい・聞きたい/聞かせたい等の情報を掲載する。特に地元スーパーマーケット等小売業者に対して、自分の店の特売・安売り情報等を掲載できるように開放いたします。</p> <p>(3) 有益と思われる経営情報等を発信するためのメーリングリストを作成いたします。</p> <p>(4) 公的機関の情報をホームページにより一元化（ネットワークの構築）を図り提供いたします。</p>

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15 年度	16 年度	15 年 4 月～17 年 3 月	16 年 10 月～17 年 3 月	
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	別紙様式 3 - 2、3 - 3 及び 3 - 4 参照					
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	(1) 中小企業側の研修会に参画いたします。 (2) 鶴友懇話会などと共同して経営セミナーを実施いたします。	中小企業側の研修会に参画いたします。 (1) 鶴友懇話会などと共同して経営セミナーを実施いたします。	平成 15 年度と同様	当組合取引先若手経営者を主なメンバーとする「鶴友懇話会」を中心に、取引先に対し各種講演会・セミナー等を開催するとともに、地元商工会議所が主催する「中小企業金融セミナー」に職員が参加いたしました。16 年度は、引き続き「鶴友懇話会」を中心に各種講演会・セミナー等の開催や、中小企業側の研修会等に積極的に参加いたしました。	(1) 1 月 25 日 上野原支店講演会開催。「夢と希望あふれる快適発信・上野原市実現に向けて」	(1) 外部コンサルタント会社とアドバイザー契約を締結し、経営相談を開設いたします。 (2) 取り組み実績をディスクロージャー誌、及びホームページで公表いたします。
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み						



項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15 年度	16 年度	15 年 4 月～17 年 3 月	16 年 10 月～17 年 3 月	
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	(1) 融資部に専門的組織として「企業支援室」を設置いたします。 (2) 大口与信先の定期的な訪問活動を励行いたします。 (3) 外部コンサルタント会社とアドバイザリー契約を締結し、経営相談を開設いたします。	(1) 融資部に専門的組織として「企業支援室」を設置いたします。 (2) 大口与信先の定期的な訪問活動を励行いたします。 (3) 外部コンサルタント会社とアドバイザリー契約を締結し、経営相談を開設いたします。	(1) 融資部に専門的組織として「企業支援室」を設置いたします。 (2) 大口与信先の定期的な訪問活動を励行いたします。 (3) 外部コンサルタント会社とアドバイザリー契約を締結し、経営相談を開設いたします。	融資部に専門的組織として「企業支援室」を設置し、研修会に参加するなど態勢整備を図っております。また、営業店においては大口与信先(基本的には3,000万円以上)について「融資大口先訪問スケジュール表」を作成し、各営業店が適時訪問活動を実施いたしました。	(1) 営業店においては引続き大口与信先(基本的には3,000万円以上)について「融資大口先訪問スケジュール表」を作成し、各営業店が適時訪問活動を実施。	(1) 融資部に専門的組織として「企業支援室」を設置いたします。再生・建て直しが可能な企業を峻別し、早期に経営健全化を図るための支援に着手いたします。 (2) 大口与信先の定期的な訪問活動を励行させる。大口与信先(基本的には3,000万円以上)には定期的(毎月1回以上)に部店長が訪問し、業況及びニーズをヒヤリングして、より精度な業況確認と情報を確保していきます。 (3) 外部コンサルタント会社とアドバイザリー契約を締結し、経営相談を開設いたします。
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	(1) 企業再生ファンドシステムを研究いたします。 (2) 企業再生ファンド運営会社の事例を研究いたします。 (3) 当組合における該当可能取引先の洗い出しを行ないません。	(1) 企業再生ファンドシステムを研究いたします。 (2) 企業再生ファンド運営会社の事例を研究いたします。 (3) 当組合における該当可能取引先の洗い出しを行ないません。	平成 15 年度と同様	各種研修会・セミナー等に参加し、早期事業再生に向けた手法についての中間報告を作成するなど、ノウハウの蓄積等に努めましたが、規模的・技術的な問題で実績はありませんでした。	(1) 11 月 17 日 山梨県中小企業再生支援協議会主催「中小企業再生ファンド」説明会に参加。	日本政策投資銀行主導によるファンド、RCCによる企業再生ファンドを利用・活用の道しかないとの認識であります。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	(1) 融資部に「企業支援室」を設置いたします。 (2) 現在取り扱っている公的セクターの現状把握とその利用へのアプローチ方法を研究いたします。	(1) 現在取り扱っている公的セクターの現状把握とその利用へのアプローチ方法を研究いたします。	(1) 融資部に「企業支援室」を設置いたします。	融資部に「企業支援室」を設置し、各種研修会・セミナーに参加するなど知識・ノウハウの習得と態勢整備に努めましたが、規模的・技術的な問題で実績はありませんでした。	実績はありませんでした。	(1) 融資部に「企業支援室」を設置いたします。 DES、DIPファイナンスについては当面、このシステムをより勉強することが必要であり、また同時に当組合の該当者において、このシステムの利用・活用によって有効な企業再生の道を辿れる可能性を追究しながら研究していきます。 (2) 現在取り扱っている公的セクターの現状を把握いたします。 現在正式な制度として取り扱っている商工中金、中小企業金融公庫等の公的セクターを活用するようにいたします。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15 年度	16 年度	15 年 4 月～17 年 3 月	16 年 10 月～17 年 3 月	
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	<p>(1) RCCと接触し本システムの方向性を研究いたします。</p> <p>(2) 要注意先の中で特に要管理先と破綻懸念先の中から、このシステムの利用が出来得る取引先を選別いたします。</p> <p>(3) 『目きき研修』による人材の育成を図ります。</p>	<p>(1) RCCと接触し本システムの方向性を研究いたします。</p> <p>(2) 要注意先の中で特に要管理先と破綻懸念先の中から、このシステムの利用が出来得る取引先を選別いたします。</p> <p>(3) 『目きき研修』による人材の育成を図ります。</p>	<p>(1) 要注意先の中で特に要管理先と破綻懸念先の中から、このシステムの利用が出来得る取引先を選別いたします。</p> <p>(2) 『目きき研修』による人材の育成を図ります。</p>	<p>目きき研修としての研修会の実施や早期事業再生に向けた手法についての中間報告を作成するなど、知識・ノウハウの習得と態勢整備に努めましたが、規模的・技術的な問題で実績はありませんでした。</p>	<p>(1) 10月7日～8日「SKC 企業再生支援システム」導入に伴う研修会に参加</p>	<p>(1) RCCと接触し本システムの方向性を研究いたします。 当組合のメリット・デメリット事務取扱い・処理手続き債務者の債務と担保の関係</p> <p>(2) 要注意先の中で特に要管理先と破綻懸念先の中から、このシステムの利用が出来得る取引先を洗い出し選別いたします。 高度な専門的知識が必要となります。 存続させる事業と撤退させる事業を選別し再生していきます。 撤退事業の整理計画書と存続事業の再生計画書を作成いたします。</p> <p>(3) 『目きき研修』による人材の育成を図ります。 ・内部研修 ・外部研修派遣 ・OJT</p>
(5) 産業再生機構の活用	<p>(1) 産業再生機構のシステムを研究いたします。</p> <p>(2) 当組合における該当可能取引先の洗い出しを行ないません。</p>	<p>(1) 産業再生機構のシステムを研究いたします。</p> <p>(2) 当組合における該当可能取引先の洗い出しを行ないません。</p>	平成 15 年度と同様	<p>早期事業再生に向けた手法についての中間報告を作成するなど、産業再生機構のシステム研究を進めましたが、規模的・技術的な問題で実績はありませんでした。</p>	実績はありませんでした。	<p>(1) 産業再生機構のシステムを研究いたします。</p> <p>(2) 当組合における該当可能取引先の洗い出しを行ないません。 要管理先・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先リストを作成いたします。 当該該当先の業況及び実態を把握いたします。</p>

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15 年度	16 年度	15 年 4 月～17 年 3 月	16 年 10 月～17 年 3 月	
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	<p>(1) 当組合若手経営者の鶴友懇話会を核とした活動を展開いたします。</p> <p>(2) 融資部が営業店と相談しながら、対象企業の選別を行ない、当該企業に中小企業再生支援協議会の活用を紹介いたします。</p> <p>(3) 中小企業再生支援協議会との連携を強化いたします。</p>	<p>(1) 当組合若手経営者の鶴友懇話会を核とした活動を展開いたします。</p> <p>(2) 融資部が営業店と相談しながら、対象企業の選別を行ない、当該企業に中小企業再生支援協議会の活用を紹介いたします。</p> <p>(3) 中小企業再生支援協議会との連携を強化いたします。</p>	平成 15 年度と同様	<p>「中小企業経営革新支援法の手引き」や中小企業支援センターのパンフレットを各店舗に配付するとともに、中小企業支援センターのコーディネーターを招いての研修会を実施し、早期事業再生に向けた手法についての中間報告を作成するなど内容の把握に努めました。</p> <p>16 年度に入り、具体的に山梨県中小企業再生支援協議会を利用して山梨県制度融資実行まで結びつけた実績が挙がっております。</p>	実績はありませんでした。	<p>(1) 当組合若手経営者の鶴友懇話会を核とした活動を展開いたします。事業・活動内容および機能を鶴友懇話会会員に紹介いたします。</p> <p>(2) 融資部が営業店と相談しながら、対象企業の選別を行ない、当該企業に中小企業再生支援協議会の活用を紹介いたします。</p> <p>(3) 中小企業再生支援協議会との連携を強化いたします。</p> <p>活動・事業内容や実状等を理解し、連携を強化する意味で同協議会を訪問し面談いたします。</p> <p>当組合職員を対象に同協議会の担当者を講師に依頼し、活動・事業内容や実状等について説明会を開催いたします。</p> <p>紹介するにあたっては、当組合のインターネット・ホームページへ掲載いたします。</p> <p>営業店に同協議会に関するパンフレット等を備え置きます。</p>
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化						

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15 年度	16 年度	15 年 4 月～17 年 3 月	16 年 10 月～17 年 3 月	
(1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等第三者保証の利用のあり方	<p>(1) 融資審査体制を強化いたします。</p> <p>(2) 貸出契約に財務制限条項を検討いたします。</p> <p>(3) 信用格付制度の運用を再検討いたします。</p> <p>(4) スコアリングモデル(信用リスク調査採点表)を活用いたします。</p> <p>(5) 稟議書にキャッシュフロー表の添付を検討いたします。</p> <p>(6) 無担保・無保証融資を開発いたします。</p>	<p>(1) 融資審査体制を強化いたします。</p> <p>(2) 貸出契約に財務制限条項を検討いたします。</p> <p>(3) 信用格付制度の運用を再検討いたします。</p> <p>(4) スコアリングモデル(信用リスク調査採点表)を活用いたします。</p> <p>(5) 稟議書にキャッシュフロー表の添付を検討いたします。</p> <p>(6) 無担保・無保証融資を開発いたします。</p>	平成 15 年度と同様	<p>審査担当スタッフを 1 名増員するとともに 3 業種(工業・商業・個人)に各審査担当者を配置し態勢の充実を図りました。</p> <p>個人向け商品でのスコアリングシート(信用リスク採点表)の活用や、無担保・無保証商品の「鶴友懇話会会員特別融資」の取扱いを開始いたしました。</p> <p>キャッシュフローについては簡易なキャッシュフロー表を還元し、貸出稟議書への添付も開始いたしました。16 年度に入り、信用格付システムについてデータの登録とシミュレーションを行うなど順調に準備が進みました。</p>	実績はありませんでした。	<p>(1) 融資審査体制を強化いたします。融資実行後の管理を徹底するには、人員配置が必要であり、常にその先の動きがわかる管理体制の構築が必要であります。</p> <p>融資審査担当者の増員を図ります。</p> <p>審査件数の分散化を図ります。</p> <p>(2) 貸出契約に財務制限条項を検討いたします。</p> <p>貸出先企業に対する財務の健全性維持の履行について、より強く努力を求めるために、貸出契約に財務制限条項を付加する様検討いたします。</p> <p>(3) 信用格付制度の運用を再検討いたします。</p> <p>(4) 住宅ローンをはじめとする消費者ローンについては、スコアリングモデル(信用リスク調査採点表)を活用いたします。</p> <p>(5) 稟議書にキャッシュフロー表を添付することは、企業がキャッシュフローをどれだけ生み出せるかに着目することによって、貸出金の回収可能性を判断する有効な手段と考えます。</p> <p>・運転資金・設備資金付表(キャッシュフロー表)の制定</p> <p>(6) 無担保・無保証融資を開発いたします。</p> <p>『鶴友懇話会会員特別融資』発売</p>

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
(3) 証券化等の取組み	(1) 証券化等の研究担当者を選任し、研究いたします。	証券化等の研究担当者を選任し、研究いたします。	研究結果に基づいて、当組合としての証券化の可能性を見極め、その方針を定め、販売チャネルの確立等の具体策を検討していきます。	証券化等の研究担当者を2名選任し、研究を進めましたが、規模的・技術的な問題で採用には至りませんでした。	実績はありませんでした。	(1) 証券化等の研究担当者を選任し、研究いたします。 地方とりわけ当組合のテリトリー内では、売買市場や買い取り機関が全くなく、今後も設置される可能性がありません。そこで全信中協や先進の信金・信組で取り組んでいるところがあれば、その事例を研究し、また知識・ノウハウの習得に努めます。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15 年度	16 年度	15 年 4 月～17 年 3 月	16 年 10 月～17 年 3 月	
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	<p>(1) 貸出審査能力のアップを図ります</p> <p>(2) 企業の業態把握を行ないます。自己査定 of 平準化作業の推進を図ります。</p> <p>(3) 信用リスクに応じた(リスク・プレミアム・レート)金利の設定を行ないます。</p> <p>(4) 新商品の開発・発売と既存商品の見直しを行ないます。</p> <p>(5) 稟議書添付資料の見直しを行ないます。</p>	<p>(1) 貸出審査能力のアップを図ります</p> <p>(2) 企業の業態把握を行ないます。自己査定 of 平準化作業の推進を図ります。</p> <p>(3) 信用リスクに応じた(リスク・プレミアム・レート)金利の設定を行ないます。</p> <p>(4) 新商品の開発・発売と既存商品の見直しを行ないます。</p> <p>(5) 稟議書添付資料の見直しを行ないます。</p>	平成 15 年度と同様	<p>リスクプレミアムレートの採用・山梨県信用保証協会との提携による中小企業向け融資「地域共生ローン『オパール』」の発売・山梨県制度融資「経営支援緊急融資」の積極的取扱いに取り組むとともに、自己査定 of 平準化推進による各債務者企業の財務諸表に現れない部分の実態把握の継続実施や、貸出稟議書の見直し作業を行いました。</p> <p>地域共生ローン「オパール」の累計取扱実績 460 件 1,877,590 千円</p> <p>山梨県制度融資「経営支援緊急融資」の累計取扱実績 458 件 2,749,440 千円</p>	<p>(1) 山梨県信用保証協会との提携商品 地域共生ローン「オパール」の取扱実績 昨年度実績 255 件 1,056,260 千円 今年度実績 205 件 821,330 千円</p> <p>(2) 山梨県制度融資「経営支援緊急融資」の取扱実績 昨年度実績 379 件 2,389,540 千円 今年度実績 79 件 359,900 千円</p>	<p>(1) 貸出審査能力のアップを図ります。</p> <p>(2) 企業の業態把握を行ないます。また同時に自己査定 of 平準化作業の推進を図ります。各債務者企業の財務諸表には現れない部分の実態把握に努め、債務者区分の下振れリスクを管理いたします。</p> <p>(3) 信用リスクに応じた(リスク・プレミアム・レート)金利の設定を行ないます。 法人・事業者向け貸出は「正常先」「要注意先」「要管理先」の 3 区分とし、個人向けローンは「特別貸付」「一般貸付」の 2 区分といたします。</p> <p>(4) 新商品の開発・発売と既存商品の見直しを行ないます。 山梨県信用保証協会との提携による新型融資地域共生ローン「オパール」の発売 山梨県制度融資「経営支援緊急資金」の取り扱い 住宅ローン「新生紀 50 アットホーム」の見直し 事業者ローン「新生紀 50 サクセス」の見直し 稟議書添付資料の見直しを行ないます。</p>

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15 年度	16 年度	15 年 4 月～17 年 3 月	16 年 10 月～17 年 3 月	
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	<p>(1) 「情報共有化推進会議」を設置いたします。</p> <p>(2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。</p> <p>(3) ポートフォリオの適正化を図ります。</p> <p>(4) 中小企業信用リスク情報データベースの活用を図ります。</p> <p>(5) 信用リスクに見合う貸出金利の設定を行いません。</p>	<p>(1) 「情報共有化推進会議」を設置いたします。</p> <p>(2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。</p> <p>(3) ポートフォリオの適正化を図ります。</p> <p>(4) 信用リスクに見合う貸出金利の設定を行いません。</p>	<p>(1) 中小企業信用リスク情報データベース(CRD)との提携、SISでの新システムの構築等を検討いたします。</p> <p>(2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。</p> <p>(3) ポートフォリオの適正化を図ります。</p>	<p>リスクプレミアムレートを採用いたしました。</p> <p>「情報共有化推進会議」を設置し、情報の蓄積・活用方法・共有化推進方法等について検討を行いました。</p> <p>16 年度に入り「信用不安先」情報の利用を開始いたしました。</p>	<p>引続き「信用不安先」情報の蓄積と利用に努めました。</p>	<p>(1) 「情報共有化推進会議」を設置いたします。</p> <p>現在の保有の信用リスクデータを蓄積し、それを全店的に共有化を推進していく推進方法を検討していく会議であります。</p> <p>(2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。審査業務の高度化については、信用リスク分析に必要な貸出先顧客のデータベースを整備し審査能力向上を図ります。</p> <p>(3) ポートフォリオの適正化を図ります。ポートフォリオの適正化については、金融機関の資産項目の中で、有価証券投資については当初からポートフォリオの概念が導入されておりましたが、貸出資産にもこの概念を適用すべきであります。</p> <p>(4) 中小企業信用リスク情報データベースの活用を図ります。</p> <p>(5) 信用リスクに見合う貸出金利の設定を行いません。取引先の信用リスク分析の精緻化を反映して、それに応じた貸出金利の設定が必要となります。収益性確保の観点からも見直しを図ります。</p>
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化						



項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15 年度	16 年度	15 年 4 月～17 年 3 月	16 年 10 月～17 年 3 月	
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	<p>(1) 「金銭消費貸借契約証書」及び「保証意思確認書」の契約締結方式の検討を行ないます。</p> <p>(2) 逐条解説書の検討を行います。</p> <p>(3) 導入のための取扱い説明会を開催いたします。</p> <p>(4) 貸出事務手続を見直して、内部規定の整備を図ります。</p>	<p>(1) 「金銭消費貸借契約証書」及び「保証意思確認書」の契約締結方式の検討を行ないます。</p> <p>(2) 逐条解説書の検討を行います。</p>	<p>(1) 「金銭消費貸借契約証書」及び「保証意思確認書」の契約締結方式の検討を行ないます。</p> <p>(2) 逐条解説書を作成します。</p> <p>(3) 導入のための取扱い説明会を開催いたします。</p> <p>(4) 貸出事務手続を見直して、内部規定の整備を図ります。</p>	<p>信用組合取引約定書の双方署名方式及び当該契約書の解説書の作成について、情報を収集と検討を行い、16年度は、「与信取引に関する顧客への説明態勢等に係る内規」（案）と信用組合取引約定書の双方署名方式および当該契約書の解説書（案）を作成し、実施いたしました。</p>	<p>(1) 10月20日 「与信取引に関する顧客への説明態勢等に係る内規」を制定し取扱いを開始。</p> <p>(2) 2月9日 「与信取引に関する顧客への説明態勢等に係る内規」「限定根保証約定書」「特定保証約定書」および保証人に対する「解説書」等の与信取引に係る説明会を開催。</p> <p>(3) 3月29日 「顧客への説明態勢の整備」等について実施。</p>	<p>(1) 「金銭消費貸借契約証書」及び「保証意思確認書」の契約締結方式の検討を行ないます。</p> <p>既に導入している金融機関の情報収集を行ないます。</p> <p>条文検討とリーガルチェックを行ないます。</p> <p>導入時期と既往貸出先への対応</p> <p>(2) 逐条解説書の検討を行います。</p> <p>(3) 導入のための取扱い説明会を開催いたします。</p> <p>条文解説と説明話法</p> <p>(4) 貸出事務手続を見直して、内部規定の整備を図ります。</p>

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15 年度	16 年度	15 年 4 月～17 年 3 月	16 年 10 月～17 年 3 月	
(2) 「地域金融円滑化会議」の設置・開催	<p>(1) 今後開催される「地域金融円滑化会議」に参加いたします。</p> <p>(2) 「地域金融円滑化会議」の参加報告会を開催いたします。</p>	<p>(1) 今後開催される「地域金融円滑化会議」に参加いたします。</p> <p>(2) 「地域金融円滑化会議」の参加報告会を開催いたします。</p>	平成 15 年度と同様	<p>甲府財務事務所にて開催された「地域金融円滑化会議」に計 8 回参加いたしました。</p> <p>内容についてはリスク管理委員会にて報告いたしております。</p>	<p>地域金融円滑化会議への参加状況</p> <p>(1) 第 7 回 11 月 30 日</p> <p>(2) 第 8 回 3 月 3 日</p>	<p>(1) 今後開催される「地域金融円滑化会議」に参加いたします。</p> <p>開催予定</p> <p>平成 15 年 8 月</p> <p>平成 15 年 11 月</p> <p>平成 16 年 2 月</p> <p>(2) 「地域金融円滑化会議」の参加報告会を開催いたします。</p> <p>この会議の目的・意義と説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化を図ることといたします。</p> <p>部店長会議 リスク管理委員会に報告いたします。</p>

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15 年度	16 年度	15 年 4 月～17 年 3 月	16 年 10 月～17 年 3 月	
(3) 相談・苦情 処理体制の 強化	<p>(1) ディスクロージャー誌およびミニディスクロを発行いたします。</p> <p>(2) 明るい窓口づくりに励みます。</p> <p>(3) 金融商品販売法により「金融商品勧誘方針」の徹底を図ります。</p> <p>(4) 「苦情マニュアル」の見直しを図ります。</p> <p>(5) 組合内に「苦情・相談ホットライン」を設置いたします。</p> <p>(6) 各年度当初に策定されたコンプライアンス・プログラムにより、本部・営業店が部店内研修会を実施いたします。</p>	<p>(1) ディスクロージャー誌およびミニディスクロを発行いたします。</p> <p>(2) 明るい窓口づくりに励みます。</p> <p>(3) 金融商品販売法により「金融商品勧誘方針」の徹底を図ります。</p> <p>(4) 「苦情マニュアル」の見直しを図ります。</p> <p>(5) 組合内に「苦情・相談ホットライン」を設置いたします。</p> <p>(6) 各年度当初に策定されたコンプライアンス・プログラムにより、本部・営業店が部店内研修会を実施いたします。</p>	平成 15 年度と同様	<p>お客様向けには、15 年 3 月末決算状況ディスクロージャー誌、ミニディスクロージャー誌及び 15 年 9 月末の仮決算状況ミニディスクロージャー誌を発行し、また当組合ホームページに苦情・相談ホットラインである「メール DE ホットライン」を開講いたしました。</p> <p>16 年度は、「住宅ローン専担者」の 1 名配置や、17 年 4 月のペイオフ全面解禁へ向けての研修会の開催など、顧客への説明態勢の整備に努めました。</p> <p>内部的にはコンプライアンス委員会・リスク管理委員会を通じて推進状況等を把握・管理いたしました。</p>	<p>(1) リスク管理委員会の実施状況</p> <p>10 月 21 日</p> <p>11 月 18 日</p> <p>12 月 22 日</p> <p>1 月 19 日</p> <p>2 月 24 日</p> <p>3 月 17 日</p>	<p>(1) ディスクロージャー誌およびミニディスクロを発行いたします。</p> <p>部店長・次長を対象に決算説明会を開催いたします。</p> <p>「総代連絡協議会」で決算説明会を開催いたします。</p> <p>半期開示を検討いたします。</p> <p>(2) 明るい窓口づくりに励みます。</p> <p>お客様の苦情（ニーズ）を直接聞くため、店頭に『ご意見番（目安箱）』を設置いたします。</p> <p>正確な事務処理を図るため、定期的に事務部事務管理課による臨店指導を実施いたします。</p> <p>組合内集合研修「テラー養成研修会」を開催いたします。</p> <p>営業店内 OJT 研修を活発化いたします。</p> <p>(3) 金融商品販売法により「金融商品勧誘方針」の徹底を図ります。</p> <p>(4) 平成 14 年 5 月制定された「苦情マニュアル」の見直しを行ないます。</p> <p>(5) 山梨県信用組合協会内に「地区しんくみ苦情等相談所」が設置されました。当組合としても「苦情・相談ホットライン」を設置いたします。</p> <p>(6) 各年度当初に策定されたコンプライアンス・プログラムにより、本部・営業店が部店内研修会を実施いたします。</p>

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
6. 進捗状況の公表	<p>地域の広範囲にわたる取引先を対象に、時代感覚にマッチした、しかもわかり易く、速報性のある手段により公表するものいたします。</p> <p>(1) 公表手段・方法 (2) 公表の内容 (3) 公表の時期</p>	<p>毎四半期末（9月・12月・3月）時点を翌月中に公表いたします。</p>	<p>毎四半期末（6月・9月・12月・3月）時点を翌月中に公表いたします。</p>	<p>毎四半期末時点を翌月中に公表する計画に従い、既に当組合ホームページ上に15年9月末現在、15年12月末現在、16年3月末現在、16年6月末現在、16年9月末現在、16年12月末現在を公表しております。</p>	<p>(1) 11月2日 当組合ホームページに、リレーションシップバンキングの機能強化計画の実施状況16年9月末の状況を公表。</p> <p>(2) 1月31日 当組合ホームページに、リレーションシップバンキングの機能強化計画の実施状況16年12月末の状況を公表。</p>	<p>(1) 公表手段・方法 インターネット・ホームページによります。</p> <p>(2) 公表の内容 アクションプログラムの全項目について、その概要を要約版として掲載いたします。</p> <p>(3) 公表時期 毎四半期末（6月・9月・12月・3月）の時点を翌月に公表いたします。</p>
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み						
1. 資産査定、信用リスク管理の強化						

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15 年度	16 年度	15 年 4 月～17 年 3 月	16 年 10 月～17 年 3 月	
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	<p>(1) 平成 14 年度総合金融検査の指摘事項の補完と改善を図ります。</p> <p>(2) 自己査定作業の平準化(年中作業化)体制を構築いたします。</p> <p>(3) 説明会・研修会を実施いたします</p> <p>(4) 債務者の綿密な実態調査を実施いたします。</p> <p>(5) 自己査定監査規程に則り、確実な検証体制を確立いたします。</p> <p>(6) 毎年度実施した自己査定と償却・引当の結果を踏まえて検証を行い各基準書・作業手順書及び関連手続きの見直しを実施いたします。</p> <p>(7) 査定作業スケジュール表を策定いたします。</p>	<p>(1) 平成 14 年度総合金融検査の指摘事項の補完と改善を図ります。</p> <p>(2) 自己査定作業の平準化(年中作業化)体制を構築いたします。</p> <p>(3) 説明会・研修会を実施いたします</p> <p>(4) 債務者の綿密な実態調査を実施いたします。</p> <p>(5) 自己査定監査規程に則り、確実な検証体制を確立いたします。</p> <p>(6) 毎年度実施した自己査定と償却・引当の結果を踏まえて検証を行い各基準書・作業手順書及び関連手続きの見直しを実施いたします。</p> <p>(7) 査定作業スケジュール表を策定いたします。</p>	平成 15 年度と同様	<p>平成 15 年 10 月に管理部資産査定課を経営監理部自己査定担当に組織変更を行い、自己査定をリスク管理の一環として明確に位置付けました。自己査定作業の平準化を進めるとともに、平成 15 年度末の自己査定に向けて下記の準備等を行いました。</p> <p>「資産の自己査定基準書」「資産の自己査定に伴う償却・引当基準書」「貸出金の査定作業手順書」を作成</p> <p>自己査定システム研修会の実施</p> <p>自己査定作業説明会の実施</p> <p>監査法人による仮基準自己査定内容の往査実施</p> <p>16 年度は月次自己査定作業を開始し、16 年 9 月末の半期開示を実施いたしました。</p>	<p>(1) 1 月 6 日 自己査定に関する追加勉強会の実施。</p> <p>(2) 1 月 7 日 平成 16 年度自己査定作業説明会実施。</p> <p>(3) 2 月～3 月 自己査定に関する営業店ヒアリングの実施</p>	<p>(1) 平成 14 年度総合金融検査の指摘事項の整備・補完と改善を図ります。</p> <p>(2) 自己査定作業の平準化(年中作業化)体制を構築いたします。平準化作業に関わる資料及び手順について企画・立案し、それに基づいて集合研修及び臨店指導を実施いたします。</p> <p>(3) 説明会・研修会を実施いたします。自己査定作業平準化について「自己査定判定ポイントと資産内容の改善策」について自己査定基準書、貸出金の査定作業手順書について</p> <p>(4) 債務者の綿密な実態調査を実施いたします。</p> <p>(5) 自己査定監査規程に則り確実な検証体制を確立いたします。</p> <p>(6) 毎年度実施した自己査定と償却・引当の結果を踏まえて検証を行い、各基準書・作業手順書及び関連手続きの見直しを実施いたします。</p>

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	<p>(1) 評価の効率性と標準化を目指します。</p> <p>(2) 担保処分実績のデータの蓄積を図ります。</p> <p>(3) 建物標準価格表の見直しを行ないます。</p> <p>(4) 不動産鑑定士による鑑定を採用いたします。</p> <p>(5) 担保物件取扱要領の研修会を開催いたします。</p>	<p>(1) 開発した「担保物件自動評価システム」に手持ちデータ移行の完了を目指します。</p> <p>(2) 融資部により担保処分実績、売買事例データの蓄積を図ります。</p> <p>(3) 建物標準価格表の見直しを行ないます。</p> <p>(4) 不動産鑑定士による鑑定リストを作成し依頼いたします。</p> <p>(5) 担保物件取扱要領の研修会を開催いたします。</p>	<p>(1) 融資部により担保処分実績、売買事例データの蓄積を図ります。</p> <p>(2) 建物標準価格表の見直しを行ないます。</p> <p>(3) 不動産鑑定士による鑑定リストを作成し依頼いたします。</p> <p>(4) 担保物件取扱要領の研修会を開催いたします。</p>	<p>「担保物権自動評価システム」への移行を進め、平成16年6月末現在の移行(登録)済状況が100%となっております。</p> <p>当組合テリトリー内建築業者を対象に建物建築価格調査を実施し、集計分析結果に基づき建築価格を決定いたしました。</p> <p>不動産鑑定リストを作成し不動産鑑定士に鑑定を依頼いたしました。</p> <p>固定資産評価額の地域別データの蓄積(一覧表作成)を行いました。</p> <p>平成15年度売買事例データの一覧表を作成いたしました。</p> <p>担保物件取扱要領の研修会を実施いたしました。</p>	<p>(1) 10月7日 大月税務署主催「土地評価に関する精通者会議」に出席。</p>	<p>(1) 評価の効率性と標準化を目指す。 昨年度開発した「担保物件自動評価システム」に手持ちデータを早期に移行を完了し評価の効率性と標準化を目指します。</p> <p>(2) 担保処分実績のデータの蓄積を図ります。 融資部により担保処分実績、売買事例(不動産業者の売買事例を含む)のデータの蓄積を図り、担保評価の合理性を検証します。</p> <p>(3) 建物標準価格表の見直しを行ないます。</p> <p>(4) 不動産鑑定士による鑑定を採用いたします。</p> <p>(5) 担保物件取扱要領の研修会を開催いたします。</p>

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15 年度	16 年度	15 年 4 月～17 年 3 月	16 年 10 月～17 年 3 月	
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	金融再生法開示債権およびリスク管理債権の保全状況の開示については、ディスクロージャー基準に則り不良債権区分別に保全状況を開示いたします。	不良債権区分別に保全状況を開示いたします。	平成 15 年度と同様	平成 15 年 3 月末ディスクロージャー誌にて既に開示済みであります。16 年度も引き続き平成 16 年 3 月末ディスクロージャー誌にて開示いたしました。平成 16 年 9 月末についても自己査定を実施する中で半期開示を実施いたしました。	(1) 11 月 25 日 ホームページ上に「2004 年 9 月末の経営のお知らせ」を掲載。 (2) 12 月 6 日 ディスクロージャー誌「2004 年 9 月末の経営のお知らせ」を発行。	不良債権区分別に保全状況を開示いたします。 (1) 開示の方法（手段） ディスクロージャー誌 インターネット・ホームページ (2) 開示の内容 金融再生法開示債権およびリスク管理債権の保全状況 (3) 開示の時期 毎決算期末（3 月）現在を総代会終了後に可及的速やかに開示いたします。
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上						

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15 年度	16 年度	15 年 4 月～17 年 3 月	16 年 10 月～17 年 3 月	
(2) 信用リスクデータの蓄積債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	<p>(1) 「情報共有化推進会議」を設置いたします。</p> <p>(2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。</p> <p>(3) 信用格付制度の運用を再検討いたします。</p> <p>(4) 基準金利の見直しを行ないます。</p> <p>(5) 信用リスクに応じた(リスクプレミアムレート)金利の設定を行ないます。</p> <p>(6) 金利検討委員会を開催いたします</p>	<p>(1) 「情報共有化推進会議」を設置いたします。</p> <p>(2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。</p> <p>(3) 信用格付制度の運用を再検討いたします。</p> <p>(4) 基準金利の見直しを行ないます。</p> <p>(5) 信用リスクに応じた(リスクプレミアムレート)金利の設定を行ないます。</p> <p>(6) 金利検討委員会を開催いたします</p>	<p>(1) 情報共有化推進会議の決定内容に基づきデータを蓄積いたします。</p> <p>(2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。</p> <p>(3) 再検討した信用格付制度にテストデータを入力し検証いたします。</p> <p>(4) 金利検討委員会を開催いたします。</p>	<p>貸出基準金利の見直しを行い、預金調達原価率に一定のスプレッドを考慮した貸出基準金利を設定いたしました。</p> <p>信用リスクに応じた(リスク・プレミアム・レート)金利を設定いたしました。</p> <p>「情報共有化推進会議」を設置し、情報の蓄積・活用方法・共有化推進方法等について検討を行いました。</p> <p>S K C センター「信用格付システム」を導入し、データの登録を行いシミュレーションを実施するなど順調に準備を進めております。</p> <p>毎月第 1 営業日に金利検討委員会を開催いたしました。</p>	<p>(1) 金利検討委員会の開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10 月 4 日</li> <li>・11 月 1 日</li> <li>・12 月 1 日</li> <li>・1 月 11 日</li> <li>・2 月 1 日</li> <li>・3 月 1 日</li> </ul>	<p>(1) 「情報共有化推進会議」を設置いたします。</p> <p>現在の保有の信用リスクデータを蓄積し、それを全店的に共有化を進めていくための組織であります。</p> <p>(2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。</p> <p>審査業務の高度化については、信用リスク分析に必要な貸出先顧客のデータベースを整備し審査能力向上を図ります。</p> <p>(3) 信用格付制度については、継続して整合性を検討し、テストデータを入力し検証いたします。</p> <p>(4) 基準金利の見直しを行ないます。</p> <p>当組合の基準金利の見直しを行い従来の、長期プライムレートをベースにした金利体系から、預金調達原価率に一定のスプレッド考慮したレートを検討いたします。</p> <p>(5) 信用リスクに応じた(リスク・プレミアム・レート)金利の設定を行ないます。</p> <p>法人・事業者向け貸出は直近の自己査定判定結果により「正常先」「要注意先」「要管理先」の3区分とし、個人向けローンは信用調査採点表により評点の結果、「特別貸付」「一般貸付」の2区分といたします。</p> <p>(6) 金利検討委員会を開催いたします。(月 1 回月初に開催)</p>



項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15 年度	16 年度	15 年 4 月～17 年 3 月	16 年 10 月～17 年 3 月	
3. ガバナンスの強化						
(2) 半期開示の実施	積極的に半期開示を行います。	積極的に半期開示を行います。	平成 15 年度と同様	ディスクロージャー基準を改正し、平成 15 年度 9 月末仮決算状況について、当組合ホームページへの掲載とディスクロージャー誌「2004 年 9 月末の経営のお知らせ」を発行いたしました。	平成 16 年 9 月末仮決算状況について、当組合ホームページへの掲載とディスクロージャー誌「2004 年 9 月末の経営のお知らせ」を発行いたしました。	積極的に半期開示を行います。 (1) 開示の方法 ・ インターネット・ホームページに掲載いたします。 ・ 読みにくい要素を排除した「わかり易く、簡素な」目に訴えるディスクロージャー誌(半期用)と作成いたします。 (2) 開示の内容 当組合の「ディスクロージャー基準」によります。
(2) 外部監査の実施対象の拡大等	(1) 法定会計監査を継続いたします。 (2) 監査法人と適用範囲を検討いたします。	(1) 法定会計監査を継続いたします。 (2) 監査法人と適用範囲を検討いたします。	平成 15 年度と同様	新日本監査法人により、スケジュールに従い仮決算監査・本部営業店往査・自己査定結果監査等の法定会計監査を実施いたしました。リスク管理態勢は一定の評価を得ており、実施対象の拡大については検査状況等を勘案し、再度検討することといたしました。	(1) 10 月 18 日～19 日 新日本監査法人による仮決算等の往査の実施。 (2) 12 月 21 日～22 日 新日本監査法人による臨店監査(本店営業部)を実施。 (3) 3 月 9 日～10 日 新日本監査法人による自己査定結果の監査の実施。	外部監査の重要性を認識し、引き続き法定監査として会計監査人の監査を受けます。現在の適用範囲は内部統制と決算経理関係ではありますが、監査法人とよく話し合い、今後コンプライアンス、信用リスクを含めたリスク管理等まで適用範囲を拡大すべく検討することといたします。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15 年度	16 年度	15 年 4 月～17 年 3 月	16 年 10 月～17 年 3 月	
(2) 総代の選挙基準や選挙手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	(1) 「総代連絡協議会」を設立いたします。 (2) 各営業店に「ご意見番(目安箱)」を設置いたします。	(1) 「総代連絡協議会」を設立いたします。 (2) 各営業店に「ご意見番(目安箱)」を設置いたします。	(1) 「総代連絡協議会」の活動を展開いたします。 (2) 各営業店の「ご意見番(目安箱)」からニーズを吸収いたします。	当組合ホームページにご意見・ご要望ホットラインである「メールDEホットライン」を開設いたしました。16 年度は、「総代連絡協議会」を設置し、「総代連絡協議会に関する会則」を制定し施行いたしました。営業店支部では協議会を開催し、下期には役員会を開催するなど具体的な活動をしております。また、お客様アンケートはがきを作成し、全店に配布いたしました。	(1) 10 月 29 日 総代連絡協議会 第 1 回役員会開催。	(1) 「総代連絡協議会」を設立いたします。 「総代連絡協議会」を設立し、まず組合経営の一翼(組合員の地域代表)として、組合の業務推進活動及び経理状況をよく理解して頂き、その立場にたって側面的に組合経営全般にわたり支援して頂き、組合発展に資することを目的といたします。 (2) お客様からの意見を吸収するため、「ご意見番(目安箱)」を設置いたします。
(2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針一	モニタリング制度による経営分析結果を A L M 委員会での検討資料とし、当組合の経営課題・問題点を認識し、今後の組合運営の指針といたします。	信用組合経営安定支援制度のモニタリング制度を中心に活用を図り、今後中央機関で新たな制度を創設した場合には、それらを積極的に活用を図って行くことといたします。	平成 15 年度と同様	全信組連から配付されたモニタリング制度に基づく平成 14 年度・15 年度決算についてのモニタリング経営分析資料について、各役員及び部長に配付いたしました。	実績はありませんでした。	監査・指導制度、資本増強支援制度については、自己資本比率の低下等で経営上に問題点がある信用組合に適用される制度であり、現在までのところ当組合においては活用の実績はございません。
4. 地域貢献に関する情報開示等						

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15 年度	16 年度	15 年 4 月～17 年 3 月	16 年 10 月～17 年 3 月	
(1) 地域貢献に関する情報開示	(1) 『地域貢献開示推進委員会』を設置いたします。 (2) 情報開示手段を検討いたします。	(1) 『地域貢献開示推進委員会』を15年12月までに設置し、具体的内容を検討します。 (2) インターネット・ホームページの充実とアンケート調査の手段としての電子メールを使用した送受信体制の整備を図る。	『地域貢献開示推進委員会』で決定した内容に基づき具体的に活動いたします。	当組合ホームページにて地域貢献活動実施状況の掲載を開始いたしました。 地域貢献開示推進委員会を設置し、検討内容について役員に対し第1回目の答申を行いました。 16年度も引き続きホームページへの地域貢献活動実施状況の掲載を行いました。	ボランティア活動状況のホームページへの掲載状況 (1) 12月3日 都留市内4店舗(11月7日実施) (2) 12月7日 本店営業部「富士吉田市切り絵協会切り絵展」 (3) 12月27日 本店営業部「絵手紙展」(12月27日～2月18日実施) (4) 3月17日 忍野支店「ゆうゆうクラブゲートボール大会」(3月1日実施)	(1) 本部・営業店(中央・南西・東部の各ブロックから代表)からなる『地域貢献開示推進委員会』を設置いたします。 (2) 情報開示手段を検討いたします。 ・情報開示手段としては各種考えられますが、ディスクロージャー誌、ミニディスクロージャー誌、ホームページによる開示が有効である。

6. その他関連する取組み(別紙様式2)

項 目	具 体 的 な 取 組 み	実施状況	
		15年4月～17年3月	16年10月～17年3月
1.(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	<p>(1) 融資部内に「企業支援室」を新設いたします。 地域経済の実態に応じて営業を拡大しようとしている企業へのタイムリーな資金供給や、経営状況が悪化し始めている企業に対する適切な経営指導等を行うため、融資部に「企業支援室」を新設いたします。</p> <p>(2) スキル向上のための研修会に派遣いたします。 「企業支援室」の担当者スタッフのスキル向上の観点から、業界団体が実施する通信講座「創業・新事業支援講座」や各種研修会に参加する。また、営業店融資担当者の中小企業支援スキルの向上を目的とした研修プログラムにも積極的に参加するほか、中小企業診断士等の資格取得を奨励いたします。</p> <p>(3) 公的資格の奨励とFP（ファイナンシャル・プランナー）を養成いたします。 本部・営業店の職員に対して中小企業診断士、税理士、ファイナンシャル・プランナー等の資格取得を奨励し本部・営業店の職員に対して中小企業診断士、税理士、ファイナンシャル・プランナー等の資格取得を奨励し、ファイナンシャル・プランナーについては、今後も継続的に奨励するとともに、全営業店に配置し、プランナーとして相談業務に対応します。</p> <p>(4) 「企業支援室」と営業店と連携しながら企業支援策を検討いたします。 「企業支援室」の担当者は、営業店と十分に連携し、経営改善の可能性のある債務者（企業）先を選定し、その支援策を検討いたします。</p> <p>(5) 上部団体が主催する研修会に職員を選定し、積極的に派遣いたします。 全信中協研修所（熱海市）における「企業再生支援講座」「創業・新事業支援&amp;中小企業支援スキル向上講座」へ担当者を派遣いたします。</p> <p>(6) 中小企業大学校へ職員（希望・指名により1～2名）を派遣いたします。 中小企業診断士取得のため経済産業省の主宰する中小企業大学校へ派遣して（希望募集を含め）中小企業参断士の資格取得とそれを支援いたします。</p>	<p>融資部内に「企業支援室」を新設いたしました。</p> <p>各種資格取得状況は次の通りです。</p> <p>FP 平成15年9月 2級8名 3級14名 平成15年12月 2級4名 3級10名 平成16年3月 2級6名 3級18名 平成16年9月 3級53名 平成17年3月 2級2名 3級4名</p> <p>リレーションシップバンキング検定 中小企業経営支援コース 16年3月 2名 17年3月 3名</p> <p>スキル向上等を目的とした研修・セミナー等への参加状況は次の通りです。</p> <p>全国信用組合中央協会主催「経営戦略講座」 全国信用組合中央協会主催「創業・新事業支援&amp;中小企業支援スキル向上講座」 全国信用組合中央協会主催「債権管理研修」 全国信用組合中央協会主催「融資審査講座」 全国信用組合中央協会主催「企業再生支援講座」 山梨県信用組合協会主催「管理回収研修」</p>	<p>各種資格取得状況は次の通りです。</p> <p>FP 平成17年3月 2級2名 3級4名</p> <p>リレーションシップバンキング検定 中小企業経営支援コース 17年3月 3名</p> <p>スキル向上等を目的とした研修・セミナー等への参加状況は次の通りです。</p> <p>山梨県信用組合協会主催「管理回収研修」</p>

項 目	具 体 的 な 取 組 み	実施状況	
		15年4月～17年3月	16年10月～17年3月
<p>. 2 . (4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施の向上を目的とした研修の実施</p>	<p>(1) 中小企業支援スキルの向上を目的とした内部研修会を開催いたします。  講師 専門総合コンサルタント事業会社および担当部  内容 ・財務諸表分析力  ・自己査定ポイント（自己査定技法）  ・中小企業支援策（特定融資先の経営改善支援策）  ・企業格付</p> <p>(2) 全国信用組合中央協会で開催する「中小企業支援スキル向上講座」へ職員を派遣いたします。</p> <p>(3) 公的資格取得の奨励と「融資査定診断士」を養成いたします。  中小企業の支援における当組合の役割の中で、日常活動している営業マン（得意先係）の顧客に対する指導・育成能力は重要であり、その影響力は大なるものがあります。これからの営業マンは融資能力を核として、積極的な経営財務、創業支援のできる金融の総合的で専門性を持ったコンサルタントでなくてはなりません。企業再生のための支援、債務者区分のランクアップのための経営指導、その他企業経営のための法律・経理の相談業務を目指すリレーションシップバンキング構築のため「融資査定診断士」を養成いたします。  本部および営業店職員に「融資査定診断士」の資格取得はもとより、「中小企業診断士」・「税理士」・「ファイナンシャル・プランナー」・「司法書士」・「行政書士」・「宅地建物取引主任」・「社会保険労務士」・「労務管理士」等公的資格の取得を奨励し、その支援を行います。</p>	<p>全国信用組合中央協会主催の「創業・新事業支援&amp;中小企業支援スキル向上講座」に参加いたしました。  各種資格取得状況は次の通りです。  F P  平成15年9月 2級8名 3級14名  平成15年12月 2級4名 3級10名  平成16年3月 2級6名 3級18名  平成16年9月 3級53名  平成17年3月 2級2名 3級4名  リレーションシップバンキング検  定 中小企業経営支援コース  16年3月 2名 17年3月 3名</p>	<p>各種資格取得状況は次の通りです。  F P  平成17年3月 2級2名 3級4名  リレーションシップバンキング検  定 中小企業経営支援コース  17年3月 3名</p>
<p>. 3 . (7) 企業再生支援に関する人材（ターンアラウンド・スペシャリスト）の育成を目的とした研修の実施</p>	<p>(1) 公的資格保有者で入組希望があれば採用いたします。  事業再生に要する法律、税務、会計、経営等の幅広い知識と、具体的な事案をもとにした実務的、実践的経験を兼ね備えている人の育成が急務であります。しかし、これらの人材を育成するためには、相当な時間が必要であり、経費の負担増にもなります。これらの解決には、そのような資格保有者を直接採用することが早い解決策であります。このような資格をもったものを採用いたします。</p> <p>(2) 業種別審査スペシャリストを養成いたします。  貸出における担保主義を是正し、財務分析やキャッシュ・フロー分析により返済財源を見極め、またその事業そのものや成長性・収益力・技術力・</p>	<p>審査担当スタッフを1名増員するとともに3業種（工業・商業・個人）に各審査担当者を配置し態勢の充実を図りました。</p>	

項 目	具 体 的 な 取 組 み	実施状況	
		15年4月～17年3月	16年10月～17年3月
	事業特性といった無形資産を正確に見据えた本来の融資能力を高めていく必要があると認識いたします。そこで、その融資能力の向上を図り、同時に業種別審査スペシャリストを養成いたします。		
.5 法令等遵守 (コンプライアンス)行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止	<p>(1) 各年度当初に策定されたコンプライアンス・プログラムにより、コンプライアンス・マニュアル等に基づいて、本部・営業店が部店内研修会を実施いたします。 (基本的には事例研究を週1回、朝礼時の15分程度の輪読研修を実施する)当該研修の実施状況について、リスク統括部が四半期サイクルで臨店及び実施報告書により検証いたします。</p> <p>(2) コンプライアンス・マニュアルを適時改定いたします。 法制改正、規程・内規の改定、規程・内規の制定、事例研究の追加等のタイミングにより、コンプライアンス・マニュアルの改定を行います。</p> <p>(3) コンプライアンス・オフィサーを養成いたします。 現在の資格取得者・・・60名 法令遵守担当者(各店舗においては課長代理及び次長相当職)はオフィサー資格を必須条件といたします。</p> <p>(4) 「反社会的勢力等への対応要領」を制定いたします。</p> <p>(5) パート職員に対するコンプライアンス研修会を実施いたします。</p> <p>(6) 全職員を対象にコンプライアンス・チェックリストによる意識調査を実施し、そのフォローアップを推進いたします。 四半期毎に実施し、リスク統括部へ提出させます。</p> <p>(7) リスク統括部が四半期サイクルで臨店し、法令遵守の企業風土を醸成する啓蒙活動を推進いたします。</p> <p>(8) 監査部による監査の実施と定期的な店内照査を実施いたします。</p> <p>(9) 「コンプライアンス委員会」を開催いたします。 (問題点の解決策及び発生防止対策等の検討)</p>	<p>年度計画に基づき各店舗がコンプライアンス内部研修を実施しております。 経営監理部によるコンプライアンス関係の調査・臨店等の実施状況は下記の通りです。 コンプライアンス・チェックリストによる職員意識調査 コンプライアンス等状況把握の臨店 コンプライアンス委員会の開催</p> <p>コンプライアンスに関する研修等への参加状況 新日本監査法人主催「CSR(企業社会責任)と事業戦略セミナー」に参加 山梨県主催「個人情報保護講演会」に参加</p>	<p>コンプライアンス委員会の開催(四半期毎) 開催日 (1) 11月18日 (2) 2月24日</p>

(備考)別紙1による個別項目の計画数・・・30